



人と、街とのベストコミュニケーション地域見つめる……共通商品券

◆いつでもどこでも使える便利な商品券 ◆贈って喜ばれ、使って便利な商品券をご利用ください!

にほんまつ 会議所 NEWS

URL: <http://www.nihonmatsu-cci.or.jp> E-mail: [ncci@nihonmatsu-cci.or.jp](mailto:ncci@nihonmatsu-cci.or.jp)

編集発行所 二本松商工会議所  
〒964-8577  
福島県二本松市本町一丁目60-1  
TEL (0243) 23-3211  
FAX (0243) 23-6677



▲三保市長、山口会頭ほか委員会メンバーが厳正に抽選を行った

当選者二二四名決まる  
二本松市共通商品券プレミアム付き  
商品券購入希望者抽選会開催

当所主催で実施する「**〇%プレミアム付共通商品券『生活応援商品券』**」(総額一千百万円)販売に伴う購入希望者抽選会が、六月十七日に当所常議員会室で行われ、二二四名の当選者が決定した。

本事業は、プレミアムを付けることで消費者の購買意欲を掻き立て、地域経済の活性化を図ることを目的に、二本松市の支援を受けて平成十七年から実施しており、今回で二十回目となる。今回は、前回に引き続き往復はがきでの申込受付とし、五月三十一日から六

月六日までの申込期間に市内外から一〇八五通もの応募があり、本事業への期待の高さが感じられた。

抽選会では、報道機関立ち会いのもと、三保二本松市長や当所山口会頭、菅野副会頭、安齋副会頭、共通商品券発行事業運営委員メンバーが厳正に抽選を行った。

今回の販売に合わせ、加盟店五五店では更にお得なオリジナルサービスを実施しており、商品券利用者には、特別割引や記念品贈呈などお得な特典を受けることができる。

当選者の発表は返信はがきの発送をきもって代えさせて頂きました。応募多数のご応募を頂き誠にありがとうございました。

二本松市共通商品券は、現在市内の加盟店二八〇店で利用できます。当所では今後も、プレミアム付商品券販売事業を実施する予定です。

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

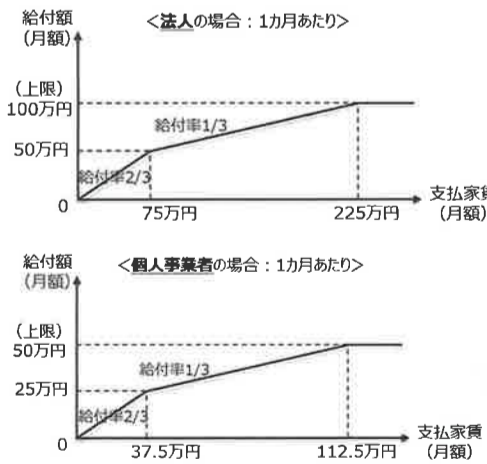
【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額】

申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)を支給。給付率・給付上限額は下図の通り。



詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表する予定です。(令和2年6月30日現在)

持続化給付金事業  
申請サポート会場 開設

オンライン申請が困難な方のために、「申請サポート会場」が二本松商工会議所に開設しています。会場での申請は事前予約が必要です。(二本松会場は7月31日で終了)

◆持続化給付金専用サイト

(<https://www.jizokuka-kyufu.jp>) から予約する

◆申請サポート会場受付専用ダイヤルに電話予約する

0120-835-130 (自動)

※音声ガイダンスに沿って、ボタン操作することで予約。申請時に二本松会場番号「0707」を入力。24時間受付

0570-077-866 (オペレーター対応)

※オペレーターが対応し、予約受付。受付時間:9:00~18:00



やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限会社 丸又葬儀社

本店 / 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2  
二本松斎場 / 〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5 ☎0243-22-5598

0120-03-5598

利用者急増中! 社内研修や自己啓発に…当所の無料会員サービス「WEBセミナー」をぜひご覧ください。



## 新型コロナウイルス関連支援情報

### 新型コロナ対策マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

#### 【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

#### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

#### 【融資限度額】

別枠1,000万円

#### 【金利】

経営改善利率1.21%(令和2年5月1日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ  
 ※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で4,000万円(拡充前3,000万円)となります。  
 ※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から一般マル経で借入を行った場合でも、要件に合致する場合は、遡及適用が可能です。

お問合せ 二本松商工会議所 中小企業相談所

## 雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から9月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。(6月12日に、緊急対応期間を9月30日まで延長しました)

厚生労働省HP  
雇用金ページ



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

特例以外の場合の雇用調整助成金	4月1日から9月30日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受け的事业主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1新設))
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※新雇等を行わず、雇用を維持している場合、10/10(中小)、3/4(大企業)
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日~6月30日) 5月19日~は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を縮減
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を縮減
支給限度日数 1年100日、3年150日	同上(上記対象期間)
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)
休業相殺	休業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※新雇等を行わず、雇用を維持している場合、10/10(中小)、3/4(大企業) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)
出向期間要件 3か月以上1年以内	出向期間要件 1か月以上1年以内

## 小規模事業者持続化補助金(一般型)

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

◇対象 小規模事業者の方

◇補助限度額 50万円

◇補助率 2/3

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)

・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3または定額(10/10)

#### ◇想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版Webサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

◇公募スケジュール 通年公募中 第3回受付締切 10月2日(金)

## 小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援。

◇対象:小規模事業者等

◇補助上限:100万円

◇補助率:(類型A)2/3、(類型B又はC)3/4

上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

・「事業再開枠」補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)

・「追加対策枠」補助上限:50万円、補助率:2/3、3/4又は定額(10/10)

#### ◇想定される活用例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始。
- ・旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供する。

◇公募スケジュール 第3回受付締切 8月7日(金)

## ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新製品サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

◇対象 中小企業・小規模事業者の方

◇補助限度額 原則1,000万円

◇補助率 中小企業 1/2、小規模事業者 2/3

#### ◇想定される活用例

- ・部品の調達に困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う。
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増設する。
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する。  
 ※加点にはサプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要。

◇お問合せ ものづくり補助金事務局サポートセンター  
電話 050-8880-4053

## 固定資産税の減免

#### (1)対象となる方

中小事業者等(個人・法人)で令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期比で30%以上減少する事業者

※中小事業者等とは

個人・・・従業員が1,000人以下

法人・・・資本金又は出資金を有さない場合は、従業員数が1,000人以下

ただし、大企業の子会社や性風俗関連特殊営業を行う事業者は除きます。

#### (2)減免の内容

減免対象 事業用家屋、設備等の償却資産に係る令和3年度分の固定資産税

※土地は対象外となります。

減免割合 事業収入の減少割合が50%・・・全額

事業収入の減少割合が30%以上50%未満・・・2分の1

#### (3)申請手続

中小事業者等

① ↓ ②

認定経営革新等

③ →

二本松市

- ①確認依頼  
認定経営革新等支援機関に対し次の3点の確認を依頼します。  
・中小事業者等であること  
・事業収入が30%以上減少していること  
・対象となる資産の事業用割合
- ②確認書発行
- ③減免申請  
②の確認書のほか必要書類により税務課資産税係に令和3年2月1日までに申請してください。

#### (4)お問い合わせ

二本松市役所総務部  
税務課資産税係

TEL0243-23-5086

※来庁される場合は、事前に上記番号までご連絡ください。

カー用品の専門店 **AUTORS**

# 安達店

通常営業時間 AM10:00~PM7:00

TEL.0243-24-1888

## 車検の速いち

最短60分 立会い見積もり 整備保証

「速いち倶楽部」LINE@  
車検と同時に  
お友達登録で  
「速いち倶楽部カード」プレゼント!

いつでも 直営でも、  
割引になるお新車カード!  
会員 カード プラチナ  
ゴールド カード

速いち倶楽部カードは、  
●車検代金がその場で  
3,000円税別値引き!

●オートアールズでの  
お買い物が毎回最大  
5%割引!

インターネットから車検予約受付中

速いち倶楽部カード  
車検をするだけ **ランクアップ!!**

速いち倶楽部カード  
LINE@  
車検と同時に  
お友達登録で  
速いち倶楽部  
カード

2回目の車検  
実額値  
3回目の車検  
実額値

オートアールズでの  
お買い物が  
毎回1%引

オートアールズでの  
お買い物が  
毎回3%引

オートアールズでの  
お買い物が  
毎回5%引

※割引は車検2年を超過ですが、※詳しくはスタッフまでご確認ください。

一例  
軽トラック  
軽自動車  
¥4,000円引

車検総額費用  
44,136円

(税込 45,270円)

オートアールズ  
安達店

福島県二本松市  
油井福岡150



# 二本松市新型コロナウイルス感染症対策経営持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、申請日の属する月の前2ヶ月の売上の合計が20%以上減少している、市内に店舗等を有する中小企業者等に対し、予算の範囲内で支援金を交付します。

支援種類	店舗等支援金	宿泊業支援金	家賃等支援金
交付額	一店舗等あたり <b>10万円</b> ※一者で複数の店舗等を経営する場合は20万円が限度	一施設あたり収容人員 50人未満 <b>10万円</b> 50人以上150人未満 <b>20万円</b> 150人以上 <b>30万円</b>	一店舗等あたり <b>20万円</b> 限度 一箇月分の家賃等×1/2×4箇月分 ※5万円を限度 ※1,000円未満切り捨て ※ただし、一者で複数の店舗等を経営している場合40万円限度 ※家賃等…土地、建物、車両、機具、機械、装置
対象業種	宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、小売業、卸売業、製造業、不動産業、賃貸業、学習支援業、療術業、その他サービス業等	宿泊業	飲食サービス業、生活関連サービス、娯楽業、運輸業、小売業、卸売業、製造業、不動産業、賃貸業、学習支援業、療術業、その他サービス業等

◆申請期限 令和2年7月31日(金) [必着]



# 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の休止や営業時間の短縮にご協力いただいた法人及び個人事業主の皆様に対し、協力金・支援金を交付します。

協力金	対象事業者	条件	交付額
	県内に本所又は支所のある法人及び個人事業主。ただし、交付対象施設に該当していること	福島県緊急事態措置に基づき、県内の施設の休止又は営業時間の短縮をしていること	県内の事業所すべてが自己所有
県内の事業所のうち、賃借している事業所が1か所			20万円
県内の事業所のうち、賃借している事業所が2か所以上			30万円

支援金	対象事業者	交付額
	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象事業者	協力金に加えて、一律10万円

必要書類:申請書及び営業実態が確認できる書類、休業の状況が確認できる書類など  
(対象施設や交付要件など詳細については福島県ホームページをご確認ください。)



お問合せ「福島県休業協力金」の専用相談窓口(コールセンター)  
TEL 024-521-8575  
(受付時間:9:30~17:30 土日祝日も受付)

申請受付期限 令和2年7月31日(金)まで

# 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により大きな影響を受け、売上が大幅に減少している事業者に対し、給付金を交付することで、福島県緊急事態措置の解除後の「新しい生活様式」に対応するための取組みを支援します。

※福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けた方は、給付金の交付を受けることができません。

- 交付対象者 県内の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等(以下「事業者等」という。)
- 交付要件 次の「ア」又は「イ」のいずれかに該当し、「ウ」から「オ」までの要件を全て満たすこと。  
ア 令和2年(2020年)4月期又は5月期の売上が対前年同月比50%以上減少したことを理由として国の持続化給付金の交付を受けていること。  
イ 令和2年(2020年)4月期又は5月期の売上が前年同月比50%以上減少しており、給付金申請時点において国の持続化給付金の対象者要件(※1)を満たすこと。  
ウ 国が示した「新しい生活様式」への対応など感染防止策に取り組んでいること。  
エ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと。  
オ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設(※2)を営む事業者ではないこと。  
(※1)国の持続化給付金の対象者要件については、国のホームページをご確認いただくか、持続化給付金コールセンター(0120-115-570)までお問い合わせください。  
(※2)対象施設については、県のホームページをご確認ください。
- 交付額 **10万円**
- 申請書類 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金交付申請書、事業活動がわかる書面(例:ホームページやチラシ、パンフレット、営業許可証等の写し)、振込先の通帳の写し

お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金及び給付金」の専用相談窓口(コールセンター)  
(電話)024-521-8575  
(受付時間)9時30分から17時30分まで(土日祝日も受付)



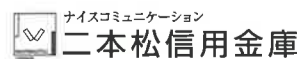
# まっしん2020 サマーキャンペーン 期間:2020年6月1日(月) ~8月31日(月)

定期預金20万円以上1,000万円未満をご新規または増額で1年以上(自動継続)お預けの方に、「ティッシュBOX3箱」プレゼント

### 商品の概要

お取り扱い対象:個人及び法人のお客様  
ご預金の種類:スーパー定期預金1年以上(スーパー定期S・M型 自動継続定期預金)  
期間中、新規または増額をいただいた定期預金を対象とします。  
お預入れ金額:20万円以上1,000万円未満  
利:店頭表示金利

期限前解約:期限前解約の場合は、その利息は当金庫のスーパー定期預金の期限前解約利率により計算します。  
税 金:個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合を除きます。)  
2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。法人は総合課税となります。  
その他 ※本キャンペーンは、ATMでの定期預金作成については、対象外となります。  
※この預金は預金保険制度の対象預金です。





福島県及び福島県内商工会議所・商工会 主催  
新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けている飲食店の応援事業!!

**プレミアム10%又は20%付**  
「がんばる地元の飲食店応援券」  
取扱参加店募集中!! 【参加費・手数料等一切かかりません!!】

新型コロナウイルス感染拡大により、県内飲食店の利用が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、福島県と県内商工会議所・商工会が連携し、プレミアム付きの応援券を発行します。

※参加店が事前に商工会議所から応援券を購入する訳ではありません! 応援券は無料でお渡ししますので、それをお客様に販売してもらいます。

★★募集要綱★★

【参加資格】 飲食業を営む個人事業主及び法人事業者  
※法人事業者は中小企業者又は小規模事業者に限る  
※施設のうち一部飲食店を営む場合は、その飲食店部分のみ参加可能

【参加申込期限】 令和2年7月31日(金) 17時まで

【申込方法】 参加申込書に必要事項を記入し、①飲食店営業許可書(写)②直近の確定申告書(写)③振込先通帳(写)を添付して、当商工会議所まで持参・郵送いずれかの方法でお申込み下さい。

【応援券販売期間】 応援券配布時～令和2年9月末日

【応援券販売方法】 参加店での店頭販売  
※応援券は、販売した参加店でのみ使用可能です。  
購入者1人当たりの購入限度はありません。

【応援券の仕様】 応援券は1枚1,000円で販売して頂きます。  
個人事業主のお店：プレミアム率20%が付いて額面は1,200円となります。  
法人事業者のお店：プレミアム率10%が付いて額面は1,100円となります。

【応援券有効期限】 令和3年1月末日

注意  
応援券は無料で配布します

事業のイメージ図  
①応援券配布  
②1枚1,000円で応援券販売  
③額面の金額で応援券利用  
④プレミアム分請求  
⑤プレミアム分支払

商工会議所  
参加店  
消費者

お問合わせ 二本松商工会議所 中小企業相談所 TEL:0243-23-3211 担当 五十嵐

令和2年度 福島雇用促進支援事業(厚生労働省福島労働局委託事業)

現に避難している方、避難解除区域(避難指示区域含む)が設定されている市町村に居住する方、将来的に避難解除区域が設定されている市町村への就労を希望する方等の雇用の安定を図るための事業です。

**雇用に係る支援制度研修会**

無料 完全予約制

最新の助成金・補助金制度を知って雇用確保を

国の制度  
●雇用調整助成金  
●特定求職者雇用開発助成金  
●トライアル雇用奨励金  
●キャリアアップ助成金等人材育成、能力開発に関する助成制度等

県の制度  
●働き方改革支援奨励金  
●ふくしま産業復興雇用支援助成金

開催日程/定員  
**8月3日月**  
福島 パルセいいざか 80社

タイムスケジュール  
国の支援制度研修会  
【午前の部】10:00～  
【午後の部】13:30～  
県の支援制度研修会  
【午前の部】11:30～  
【午後の部】15:00～  
※受付は各開始10分前からです。

申込について ※各会場において、感染予防対策を講じ、開催いたします。

◆申込方法  
申込書の注意事項・規約をよくお読みいただき、ホームページからお申し込みいただくか、必要事項をご記入のうえFAXにてお申込ください。(申込用紙は裏面にあります。)

◆申込人数  
事業所単位で1名まで

◆対象事業所  
◇県内労働基準所に所属していない事業所  
◇避難解除区域において、事業を再開している・将来的に事業の進出、再開を考えている事業所

福島広域雇用促進支援協議会  
福島市中町4番20号みんぷうビル202号(福島駅前西口)

見たいネット 検索  
TEL:024-524-2121

二本松市商店街連合会主催  
**第48回 二本松の夏まつり**  
中止決定のお知らせ

平素は、当連合会の運営に各段のご高配を賜り、感謝申し上げます。  
令和2年度の「二本松の夏まつり」(昨年8月3日開催の若宮地区夏まつり、亀谷地区夏まつり、昨年8月11日開催の本町地区夏まつり、昨年8月12日開催の竹田・根崎地区夏まつり)は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開催を中止することといたしました。

毎年ご来場いただきました地域住民の皆様には、大変心苦しい決定となり、恐縮ですが感染拡大防止の観点からの本決定となりますので何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合わせ：二本松市商店街連合会事務局  
(二本松商工会議所内)  
☎0243-23-3211

**出張! お困りごと個別相談会**

二本松商工会議所では、地域の皆様のお役に立つべく旧市内の各地域の会場で、「出張!お困りごと個別相談会」を開催いたします。各地区への出張日時と会場は下記のとおりとなっております。住所地に関わらず、ご都合の良い日時・会場にお気軽にご来場下さい。

	実施日時	出張地区	出張会場
7月	14日(火) 10:00～15:00	本町	二本松商工会議所
	21日(火) 10:00～15:00	亀谷	二本松福祉センター
8月	4日(火) 10:00～15:00	竹田・根崎	竹田・根崎コミュニティセンター
	18日(火) 10:00～15:00	郭内	勤労者研修センター
	25日(火) 10:00～15:00	塩沢	塩沢住民センター
9月	8日(火) 10:00～15:00	岳下	岳下住民センター
	15日(火) 10:00～15:00	岳温泉	岳温泉観光協会
10月	29日(火) 10:00～15:00	杉田	杉田住民センター
	6日(火) 10:00～15:00	石井	石井住民センター
	13日(火) 10:00～15:00	大平	大平住民センター

※日程・会場につきましては変更になる場合があります。会員事業所の皆様には開催通知としてその都度ご連絡をさせていただきますので、宜しくご留意致します。

二本松商工会議所 中小企業相談所

**INPIT知財総合支援窓口**  
知財のことならご相談ください  
(相談・支援は無料です)

特許 商標  
意匠 著作権

TEL 024-963-0242

一般社団法人福島県発明協会

**事業計画作成支援サービスのお知らせ**

事業計画作成 個別相談会

事業計画の作成を目的とする個別相談会を実施致します。

日時：随時  
場所：二本松商工会議所  
対象：市内 小規模事業者の経営者、後継者の方々

※二本松商工会議所の会員でない事業所の方もお気軽にご相談下さい。

主催：二本松商工会議所 中小企業相談所 【お申し込み・お問い合わせ】 TEL:0243-23-3211

(有)まるひで たかの 蕎麦 太海野

営業時間  
11:00～14:30 ※お蕎麦が無くなり次第終了です

定休日  
毎週月曜日・第3火曜日  
(祝日などで営業日が変わる場合がございます。お気軽にお電話ください。)  
TEL / 0243-23-6603  
二本松市木ノ崎247-3

**夏メニュー**  
はじめました

- うなぎセット 1,580円
- カレー南蛮 1,000円

その他、メニューあります。

社の中の斎場

ほうりん二本松斎場  
ほうりん法要ホール  
二本松市上竹2-286-1  
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377

ほうりん東和斎場  
二本松市針道字鍛冶屋敷15

ほうりん大山斎場  
大玉村大山字玉貫19

ほうりん福島平野斎場  
福島市飯坂町平野字大前田1-4  
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

0120-43-1194  
ヨサン イイクオー  
●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備